

生乳受託販売契約（指定団体と生産者との直接契約）

中国生乳販売農業協同組合連合会（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間において、生乳受託販売に係る委託に関し、次のとおり契約する。

（委託を受ける生乳の範囲）

第1条 乙は、甲の生乳受託販売業務規程（以下、「受託規程」という。）を承認の上、甲に生乳受託販売契約に係る委託をするものとする。この場合において、乙が委託する生乳について、当該委託の申出が年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の畜産経営の安定に関する法律施行規則第19条で定める正当な理由がある場合を除き、甲は生乳受託販売に係る委託の申出を拒まないものとする。

2 甲は、乙の取り扱う生乳が、次に掲げるものでなければ、生乳受託販売に係る委託を受けないものとする。

一 乙が生産する生乳であること。

二 乳及び乳製品の規格等に関する省令第2条第2項に規定される生乳であること。

三 農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）を適正に使用して生産された生乳であること。

四 畜産経営の安定に関する法律施行規則第2条で定める規格を満たすこと。

五 次のいずれにも該当しない生乳生産者が生産する生乳であること。

ア 暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者。

イ 法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者。

3 甲は、生乳受託販売に係る委託等を受ける生乳の安全性を確保するため、乙に対して、生乳の生産に関する農薬等の使用の記録及びその保管の措置を講じることを求め、また、必要に応じて当該措置に係る改善を求めるものとし、講じられない場合又は改善されない場合は、乙の生乳の委託を受けないことができるものとする。

4 甲は、乙に対し前2項の確認、改善のために必要な検査、現地確認及び指導を実施することができるものとする。

（委託予定生乳数量）

第2条 乙は、別紙の生乳委託計画に記載する委託予定生乳数量を、甲に委託する。

2 生乳委託計画には、当該年度に係る各月ごとの生産見込生乳総数量、委託予定生乳数量、割合及びそれぞれの基準日量を記載するものとする。

3 甲は、乙が委託する生乳の数量が、生乳委託計画に記載する委託予定生乳数量から甲乙両者の事前の合意なく10%以上増減した場合には、当該生乳の委託を引き受けないことができる。なお、引き受ける場合は、別に定める方法により生乳の代金を算定するものとする。

(受託生乳の代金の支払い)

第3条 甲は、毎月、甲の受託規程第5条の規定に基づき、乙について生乳の代金を計算する。この場合、受託規程第5条第1項の品質規格については別表1の適用により、同条第4項及び第6項の経費については、それぞれ別表2及び3によるものとし、毎月の乳代金から控除するものとする。

2 前項で計算した生乳の代金は、翌月の○日までに、○○に乙が設ける口座に払い込む方法により支払うものとする。

(受託生乳に係る生産者補給金及び集送乳調整金の支払い)

第4条 甲は、甲の受託規程第16条の規定に基づき、乙が委託する生乳の数量を基準として生産者補給金及び集送乳調整金を交付するものとする。

2 甲は、前項の生産者補給金及び集送乳調整金の交付に当たっては、乙にその交付金額の明細を文書で示すものとする。

(受託生乳の集乳)

第5条 甲が乙から委託を受ける生乳の集乳業務は、甲と○○の間において別に契約する生乳集乳業務委託契約に基づき、甲の委託を受けて○○が実施する。

2 前項の集乳業務における生乳は、原則として、<毎日/隔日で/○○の頻度で>集乳を行うものとする。

3 前2項の集乳業務における生乳の受渡場所は、○○とする。

4 乙は、生乳受託販売に係る委託をする生乳について、甲に受渡しを行おうとするときは、その受渡し前に、受託規程第7条の検査のうち必要なものを受けなければならないものとする。

(販売生乳の送乳)

第6条 甲が、乙から委託を受けて取引先に販売し、又はこの会の委託を受けて生乳受託販売を行う全国を地区とする農業協同組合連合会に販売を委託する生乳の送乳業務は、甲が実施する。

(生乳の検査)

第7条 受託規程第7条の検査の頻度、方法等及び検査機関については、甲が定めるところによるものとする。

(生乳受託販売に係る業務の委託)

第8条 甲が乙から委託を受ける生乳の受託販売に係る業務のうち、次に掲げるものは甲と○○の間において別に契約する生乳受託販売に係る業務の委託契約に基づき、甲の委託を受けて○○が実施し、その費用は受託販売規程第5条4項の経費として乙が負担する。

一 乳代精算に関連する業務

二 乳代の振込

- 三 生乳の安全・安心の確保に係る関連業務
- 四 乳質検査業務並びに乳質事故時の対応
- 五 甲乙間の情報伝達
- 六 生乳生産・経営継続等に必要な酪農振興事業
- 七 その他、生乳の受託販売に必要な業務

(契約の期間)

第9条 この契約の期間は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までとする。

- 2 この契約の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲又は乙から相手方に対し契約の更新を拒絶し、又は条件を変更するのでなければ契約を更新しない旨の意思表示をしないときは、有効期間満了の際にこの契約と同一条件で新しい契約を結んだものとみなすものとする。

(契約の変更)

第10条 この契約は、契約有効期間中においても、甲又は乙から変更の申入れがあった場合には、甲乙合意の上、変更することができるものとする。

(契約の解除)

第11条 本契約は、甲乙相互に解除の申入れがあった場合には、解除するものとする。

- 2 甲は、乙が以下のいずれかに該当する者であることが判明したときは、本契約を解除することができるものとする。
- 一 暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者。
 - 二 法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失によりこの契約に違反して相手方に損害を与えた者は、損害賠償の責任を有するものとする。

(照会)

第13条 甲乙両者は、両者で取り決めたこの契約の添付書類や確認方法の取り決めの他、他の出荷先との契約状況や、生産者の生乳生産総数量、経産牛飼養頭数の確認等、相互に契約内容の確認のための照会を行うことができるものとする。なお、この照会の方法として、甲は、乙に対し、「独立行政法人家畜改良センター牛个体識別全国データベース」に登録されている委託者の管理者牛群情報の提出を求めることができるものとする。

(その他)

第14条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 この契約又はこれに付随する取決めの全部又は一部につき疑義を生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。また、この契約又はこれに付随する取決めについて、甲乙両者の間に紛争が生じたときは、甲乙両者とも誠意をもってその解決に当たるものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 中国生乳販売農業協同組合連合会
代表理事会長 〇 〇 〇 〇 印

乙 〇 〇 〇 〇 印

別紙 生乳委託計画

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
生産見込生乳 総数量(kg)													
基準日量(kg)													
委託予定生乳 数量(kg)													
委託予定生乳 割合(%)													
基準日量(kg)													

別表1 受託生乳の品質規格

品質規格		格差	格差金
畜産経営の安定に関する法律施行規則第2条に規定する規格に適合するもの	乳脂肪率・無脂固形分率	乳脂肪率3.5%且つ無脂固形分率8.5%	±0円
		乳脂肪率3.5%以上且つ無脂固形分率8.5%以上	統一基準テーブルにより最大3.5円/kgまでの加算、減算金からS・Aゾーンには傾斜配分加算あり
		乳脂肪率3.5%未満且つ無脂固形分率8.5%未満	統一基準テーブルにより最大▲40円/kgまでの減算
	細菌数・体細胞数	細菌数3万以上10万/ml未満且つ体細胞数20万以上30万未満/ml	±0円
		細菌数3万未満且つ体細胞数20万/ml未満	減算金からS・A・Bゾーンには傾斜配分加算あり
		細菌数10万以上且つ体細胞数30万以上	統一基準テーブルにより最大▲20円/kgまでの減算
畜産経営の安定に関する法律施行規則第2条に規定する規格に適合しないもの			▲40円/kg(又は受託しない)

※別添の統一基準テーブルを参照

別表2 受託規程第5条第4項の経費

単位:円/kg又は%

費目	販売 手数料	集送乳経費			検査費	その他受託販売に 必要な経費	
		集乳費	送乳費	CS費		全国連手数料	会員への業務委託費
単価	0.26	3.113	1.914	0.74	0.14	全国連再委託代金の0.3% <small>(参考:令和〇年〇月末実績≒0.107円)</small>	〇〇

※集乳経費、送乳経費、CS維持費は、表中の額が総額及び生産者の負担する額。

※従量制にあつては%、従価制にあつては円（銭）

※実費精算の場合に当たっては、その旨を記載する。

別表3 受託規程第5条第6項の経費

単位:円/kg

費目	中国生乳販連拠出金		中央酪農会議拠出金			
	生産基盤活 性化対策資 金	酪農理解醸 成活動資金	需給調整機 能強化全国 支援事業	牛乳消費促 進対策事業 ①	酪農理解促 進広報事業	BSE対策等 互助基金
単価	0.170	0.050	0.010	0.100	0.040	0.010
費目	Jミルク事業拠出金		酪農政策施行に係る積立金の拠出金			
	飲用等向け ①	乳製品向け ②	加工原料乳生産者経営安定対策事業② (事業加入者のみ)			
単価	0.050	0.020	0.200			

①飲用等向け生乳：飲用牛乳(含む学乳)+醗酵乳等向け

②加工原料乳：生クリーム+チーズ+脱脂粉乳・バター等向け
(乳製品向け)